

ルース端末補償サービス規約

2016年2月1日版

第1条（サービス運営等）

1. 株式会社ライチェ（以下「弊社」といいます。）は、「機器補償規約」（以下「本規約」といいます。）に従い「ルース端末補償サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本サービスの詳細は別紙1に定めるものとします
2. 次条に定義する利用者に対して発する第3条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1)利用者	弊社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、弊社がこれを承諾し、弊社所定の手続を完了した者。
(2)利用者機器	本サービスを提供するにあたり、利用者が保有する電気通信端末その他の機器。
(3)本サービス用設備	弊社が本サービスを提供するにあたり、弊社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
(4)本サービス用設備等	本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア（弊社が登録電気通信事業者の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます）。
(5)課金開始日	利用者へ、弊社より発行された「サービス開始のお知らせ」に記載された日の翌々月1日。
(6)消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方税の額。
(7)アカウントID	利用者その他の者を識別するために用いられる符号。

第3条（通知）

1. 弊社から利用者への通知は、通知内容を電子メールの送信または弊社のホームページへの掲載の方法等、弊社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、弊社から利用者への通知を電子メールの送信または弊社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条（本規約の変更）

1. 弊社は、本規約を随時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、利用者の利用条件その他の内容は、改定後の本規約を適用するものとします。
2. 本規約の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、弊社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。
 - (1) 本サービスの画面上または弊社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての利用者に対し通知が完了したものとみなします。
 - (2) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た利用者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、弊社が利用者へ電子メールを送信したときをもって、利用者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た利用者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を利用者の住所に発送したときをもって、利用者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、弊社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で弊社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

第5条（合意管轄）

利用者と弊社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第6条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第7条（協議）

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、利用者と弊社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

第8条（利用契約の申込み・成立・期間）

1. 本サービス利用の申込みは、利用者が本規約に同意のうえ、弊社所定の方法により行うものとします。
2. 利用契約は、前項の申込みに対し弊社がこれを承諾することにより、成立するものとします。なお、利用者は弊社が当該申込みを承諾しない場合があることをあらかじめ了承するものとします。

第9条（利用者の登録情報等の変更）

1. 利用者は、弊社へ届け出ている自身の住所、電話番号または本サービスの利用料金の決済に用いる口座情報やクレジットカードの番号もしくは有効期限等に変更があるときは、事前に弊社所定の変更手続を行うものとします。
2. 前項の変更手続が無かったこと、もしくは変更手続の遅滞により、利用者が通信不能等の不利益を被ったとしても、弊社は一切責任を負わないものとします。

第10条（利用者からの解約）

1. 本サービスの利用者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。
 - (1) 利用者は、利用契約を解約しようとするときは、弊社ホームページ記載の弊社所定の方法によりその旨を弊社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から20日（該当日が弊社休業日の場合は、直近営業日）までに弊社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までに通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、利用契約の解約があったものとします（以下、利用契約の解約があったものとされる日を「解約日」といいます。）。
 - (2) 本条による解約の場合、解約日において発生している利用料金その他の債務の履行は第16条に基づきなされるものとします。

2. 前項により利用者が利用契約を解約した場合、利用契約の解約後、利用者は新たに本サービスを申し込むことができないものとします。

第 11 条 (弊社からの解約)

1. 弊社は、利用者が次の各号の一つに該当し、弊社の指定する期間内に解消または是正しない場合、または弊社からの通知が利用者に到達しない事を郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
 - (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
 - (2) 本サービスの利用料金の決済に用いる利用者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
 - (3) 本サービスの利用料金の決済に用いる利用者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が弊社にきた場合。
 - (4) 利用者に対する破産の申立があった場合、または利用者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - (5) 本サービスの利用が第 20 条 (禁止事項) の各号のいずれかに該当する場合。
 - (6) 利用者が過度に頻繁に問い合わせを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸する等、弊社の業務遂行に支障を及ぼしたと弊社が判断したとき。
 - (7) 前各号のほかに本規約に違反した場合。
2. 弊社は、利用者が利用契約を締結した後になって、以下の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
 - (1) 利用者が実在しない場合。
 - (2) 本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
 - (3) 利用者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合。
 - (4) 利用者が、成年被後見人、未成年者、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手続が成年後見人によって行われず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
 - (5) 利用者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
 - (6) 利用者が、弊社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービス

を利用、またはそのおそれがあると弊社が判断した場合。

(7) その他、前各号に準じる場合で弊社が適当ではないと判断した場合。

3. 弊社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その利用者に解約の旨を通知もしくは催告するものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。
4. 本条に基づき弊社から利用契約を解約する場合には、弊社が定める日を解約日として、前条第1項第2号の定めを適用するものとします。
5. 弊社は、前各項に基づき、利用者との利用契約が解約に至った場合、解約理由を解消または是正した場合であっても本サービスの復旧または再申込みを受付けないことができるものとします。

第12条（権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、利用者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第13条（設備の設置・維持管理および接続）

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて弊社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により利用者機器を取得し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2. 利用者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、利用者機器を本サービスに接続するものとします。
3. 弊社は、利用者が前各項の規定に従い取得、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第14条（本サービスの制限・廃止）

1. 弊社は、利用者または第三者による本サービス用設備等のシステムに過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為があった場合、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 弊社は都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。

3. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、該当の本サービスを廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
4. 本条第 2 項により弊社が本サービスを廃止した場合、弊社は利用者に対し、何らの責任を負わないものとします。

第 15 条（本サービスの利用料金、算出方法等）

本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます。）は、別紙 1 に定めるとおりとします。

第 16 条（利用料金の支払義務）

1. 利用者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、別紙 1 に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。
2. 前項の期間において、第 25 条（保守等による本サービスの中止）に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、利用者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。
3. 本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、別途弊社が定める場合を除き、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
4. 弊社の責に帰さない事由により利用者が本サービスを利用できない場合があっても、利用料金の減額等を行わないものとします。

第 17 条（利用料金の支払方法）

1. 弊社は、利用契約に基づき発生する、弊社の利用者に対する利用料金の請求債権等（利用料金の支払請求権その他利用契約に基づく一切の金銭債権をいいます。）を、他社（以下「対象会社」といいます。）に対して譲渡する場合があります。
2. 前項に規定する債権譲渡は、弊社が利用者に対する債権を取得する都度、当該債権取得と同時にされる場合があります。
3. 利用者は、前二項に定める債権譲渡につき、予め異議なく承諾するものとします。
4. 利用者は、対象会社に対して、対象会社の定める方法により利用料金相当額を支払うものとします。

第18条（アカウント ID）

1. 利用者は、アカウント ID を第三者（国内外を問わないものとします。）に貸与、譲渡、または共有しないものとします。
2. 利用者は、アカウント ID を漏洩することのないよう管理するものとします。
3. 利用者は、利用者のアカウント ID により本サービスが利用されたとき（機器またはネットワークの接続・設定により、利用者自身が関与しなくともアカウント ID の自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます。）には、当該利用行為が利用者自身の行為であるか否かを問わず、利用者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、弊社の責に帰する事由によりアカウント ID が第三者に利用された場合はこの限りではありません。
4. 利用者のアカウント ID を利用して利用者と第三者により同時に、または第三者のみによりなされた本サービスの利用については、弊社は一切の責任を負わないものとします。
5. 利用者は、自己のアカウント ID の管理については一切の責任を負うものとします。なお、弊社は、当該利用者のアカウント ID が第三者に利用されたことによって当該利用者が被る損害については、当該利用者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第19条（自己責任の原則）

1. 利用者は、利用者による本サービスの利用およびその利用によりなされた一切の行為並びにその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、①本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、または②第三者からクレームを受けた場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、弊社に対しいかなる責任も負担させないものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームをする場合においても同様とします。
3. 利用者は、第三者に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、自己の責任と費用をもって当該第三者に対し直接その旨を通知するものとし、その結果の処理解決についても同様とします。
4. 弊社は、利用者がその故意または過失により弊社に損害を被らせたときは、利用者当該損害の賠償を請求することができるものとし、利用者は弊社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第20条（禁止行為）

利用者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 弊社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
- (2) 弊社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 弊社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 弊社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (6) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。
- (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (8) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア、あるいはスパムメール等を送信し、または、これら有害プログラムにつき第三者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。
- (9) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- (10) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
- (11) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力について協力・加担・助長する行為。
- (12) その他、社会的状況を勘案のうえ、弊社が不相当と認める行為。

第21条（著作権）

1. 本サービスにおいて弊社が利用者に提供する一切の提供物（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ等を含みます。）に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的財産権は、弊社または弊社に使用を許諾した原権利者に帰属します。
2. 利用者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アサンプルを行わないこと。
- (3) その他、弊社が不相当と認める態様にて利用しないこと。

第 22 条（弊社の維持責任）

弊社は、弊社の本サービス用設備を、本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第 23 条（本サービス用設備等の障害等）

1. 弊社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに利用者にその旨を通知するものとします。
2. 弊社は、弊社の設置した本サービス用設備等に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。
3. 弊社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する弊社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 弊社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を、弊社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第 24 条（個人情報の取扱等）

1. 利用者は、本サービスの提供に不可欠な弊社の提携事業者から請求があったときは、弊社がその利用者の氏名および住所等をその事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて同意するものとします。
2. 弊社は、本サービスの提供に当たって、別紙 2 「本サービスの全てまたは一部で取得する情報」に例示する情報およびその他利用者から取得した個人情報の取扱については、弊社がホームページに定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針）（<http://www.licha.co.jp/privacy.html>）に従い取り扱います。
3. 弊社は、利用者に対して本サービスもしくは弊社および弊社が本サービスに関して提携している企業からキャンペーン等に関するご案内のメールを配信する場合があります。

利用者は、利用契約の成立をもって当該メールの配信に同意したものとされます。当該メール配信を希望しない場合は、利用者はその旨を弊社に通知するものとします。

第 25 条（保守等による本サービスの中止）

1. 弊社は次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 弊社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
 - (2) 弊社の本サービス用設備等の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - (3) 登録電気通信業者等が電気通信サービスを中止した場合。
 - (4) 利用者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡が取れない場合、または利用者宛てに発送した郵便物が宛先不明で弊社に返送された場合。
 - (5) その他弊社がやむをえないと判断した場合。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、その旨を利用者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該利用者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第 26 条（損害賠償の制限・免責等）

1. 弊社は、本規約で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、利用者が弊社に支払う 12 ヶ月分の利用料金相当額を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、利用者が本サービスの利用に関して弊社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 弊社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性、または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
3. 弊社は、利用者からの問い合わせを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. 弊社は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
5. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの

対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

6. 弊社は、オペレーターの説明に基づいて利用者が実施した作業の内容について保証するものではありません。
7. 弊社は、オペレーターの説明に基づいて利用者が実施した作業の実施に伴い、生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
8. 弊社は、第 14 条（本サービスの制限・廃止）または第 25 条（保守等による本サービスの中止）の規定により本サービスの制限・廃止に伴い生じる、あるいは保守等によるサービスの中止に伴い生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
9. 自然災害、サイバーテロ、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事項であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、弊社は一切の責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピューター・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピューター・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
10. 弊社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは本サービスの提供にかかる、別紙 1 に定める専用電話番号を変更することがあります。この場合、弊社は、あらかじめそのことを利用者に通知します。

以上

付則：平成 28 年 2 月 1 日制定

別紙 1 本サービスの詳細

ルース端末補償サービス

【本サービスの利用方法】

本サービスの利用方法は以下となります。

- (1) 本サービスの利用ご相談は、弊社が運営する「ルース安心パック（端末補償サービス）サポートセンター」に、直接電話でご連絡下さい。

【受付先】

TEL 0120-362-104

受付時間 10：00 ～ 18：00 年中無休（年末年始を除きます。）

- (2) 本サービスご利用の際、利用者自身が本サービスに加入されていることを申告していただくこととします。また、本サービスをご利用頂く際に、個人情報保護法に基づき、ご依頼者様がご契約者（利用者）ご本人であることの証明をお願いする場合があります。
- (3) 本サービスの運営および提供に関する業務の全部または一部を、弊社の責任において、提携先企業その他の第三者に委託することがあります。
- (4) 本サービスは、日本語により日本国内でのみ提供いたします。

【サービス詳細】

- (1) 「ルース端末補償サービス」とは、対象会社が提供する所定のインターネット回線利用サービス及びインターネット接続サービス（Wi-Fi を含むものとし、以下、総称して「ISP 等」といいます。）に付随して、当該 ISP 等を利用したインターネット接続が可能な通信機器等（モバイルルーター、モバイルゲーム機、モバイル音楽プレーヤー、ノートパソコン、スマートフォン、タブレット端末をいい、以下「対象端末」といいます。）の故障等により対象端末に関して利用者に生じた損害に関して、修理代金を上限にお見舞金を給付するサービスの総称をいいます。但し、対象端末は、「ルース端末補償サービス」初回利用時に登録したものに限られるものとし、「ルース端末補償サービス」の申込後、対象端末を追加することはできないものとし、
- (2) 弊社は、利用者に以下のお支払要件に記載の事由が発生し、利用者から提出された提出必要書類を弊社が承諾した場合に、オプションサービスの利用数にかかわらず、1 利用者かつ 1 アカウント ID あたり 1 年（起算日は、利用開始日もしくは直近事故日とします。）につき 5 万円を上限として、弊社が別途定める期日までに利用者に対してお見舞金をお

支払します。但し、除外事項に該当する場合、お見舞金はお支払しないものとします。
 (3)また、それぞれのサービスについてご利用上限回数が定められておりますので予めご了承の上、ご利用ください。

サービス区分		お支払要件(※1)	お見舞金額		ご利用上限回数(※2)
基本サービス	故障お見舞金	ISP等に付随関連して、対象端末に故障が発生した場合	・モバイルルーター ・モバイルゲーム機 ・モバイル音楽プレーヤー	最大1万円	いずれかのお見舞金年1回まで
			・ノートパソコン ・スマートフォン ・タブレット端末	一部故障： 最大1万円 全損： 最大5万円	

※1 いずれのサービスも、ISP等の利用に付随関連して利用者が利用者の所有する対象端末を使用したことによって、各項目に定める事象が発生したことが、お見舞金のお支払いの前提条件となります。

※2 対象端末が複数ある場合であっても、1サービス区分につき1年間（起算日は利用開始日もしくは直近事故日）で利用できる範囲は、いずれか一の対象端末について1回限りとします。

※3 基本サービスのサービスの利用により支払われるお見舞金の上限額は、1年間（起算日は利用開始日もしくは直近事故日）につき最大5万円です。

※4 対象端末の故障により利用者に生じた実際の損害額が、上記お見舞金額を下回る場合、利用者にお支払するお見舞金額は、利用者に生じた実際の損害額とします。

【サービス利用料】

月額利用料（税込）

プラン	月額利用料
ルース端末補償	550円

※登録月を含め最大2ヶ月無料。

【提出必要書類】

サービス区分	提出必要書類
故障お見舞金	<p>【一部故障の場合】</p> <p>①弊社所定の事故状況説明書兼お見舞金請求書</p> <p>②修理領収書、見積書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等一部故障を証明できるもの</p> <p>③損害状況・損害品の写真</p> <p>【全損の場合】</p> <p>①弊社所定の事故状況説明書兼お見舞金請求書</p> <p>②修理に出した際の見積書または修理に関するメーカー、店舗等のレポート等の対象端末が全損したことが証明できるもの</p> <p>③交換・新規購入した際の領収書等、対象端末に代わる端末を新規購入したことが証明できるもの</p>

【除外事項】

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、お見舞金支払の対象外とします。

- (1) 利用者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合。
- (2) 利用者と同居するもの、利用者の親族、利用者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合。
- (3) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する場合。
- (4) 弊社が指定した提出必要書類の提出がない場合。
- (5) 利用者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合。
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (7) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
- (8) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- (9) 利用開始日以前に利用者に生じた、お支払要件に定める被害。
- (10) 利用契約が終了した日の翌日以降に利用者に生じた、お支払要件に定める被害。

- (11) 本サービスを解約した月の翌々月以降にお見舞金を請求した場合。
- (12) 対象端末を申込者が自ら製造、制作、または改造した場合。
- (13) 対象端末の部品を申込者が自ら指定の上、当該部品により対象端末を製造、作成させた場合。
- (14) 対象機器の初期不良の場合。
- (15) 対象端末を盗難または紛失をした場合。
- (16) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の故障、破損、交換の場合。
- (17) すり傷、汚れ、しみ、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- (18) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する費用・送料・Apple エクスプレス交換サービス利用料 など）。
- (19) 本サービスの無料期間中に対象端末が故障をした場合。
- (20) 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた故障、破損、交換の場合。
- (21) 対象端末を、家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合。
- (22) 日本国外で生じた事故の場合。
- (23) 対象端末が技術基準適合証明等を受けた機器でない場合。

別紙 2 本サービスのすべて、または一部で取得する情報

1. 弊社は、利用者の同意を得て、弊社が本サービスを提供するための情報として、利用者のコンピューター端末、通信機器等の情報を取得します。なお、利用者が情報提供に同意しない場合、本サービスを受けられなくなる場合があります。また、利用者が、以下の情報を自ら提供したときは、利用者は同意したものとみなします。
2. 弊社は、申込から取得した以下の情報については、本規約第 24 条（個人情報の取扱）に従い取扱います。

<ご提供頂く情報の例>

- ・オペレーション・システムの種類、バージョン
- ・マシン名（名称、型番、シリアル番号等）
- ・マシン購入日、購入金額
- ・MAC アドレス
- ・ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
- ・ハードディスクドライブの空き容量
- ・デフォルトブラウザの種類、バージョン
- ・デフォルトメールソフトの種類、バージョン
- ・CPU の種類、動作周波数
- ・その他、本サービス提供に必要とされる情報等

以上